

# いじめ防止基本方針

枚方市立桜丘中学校

令和 7 年 4 月

# 1. 学校いじめ防止基本方針

## (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめが、全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように取り組む必要がある。そのために、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める必要がある。

## (2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条より）

## (3) いじめの基本認識

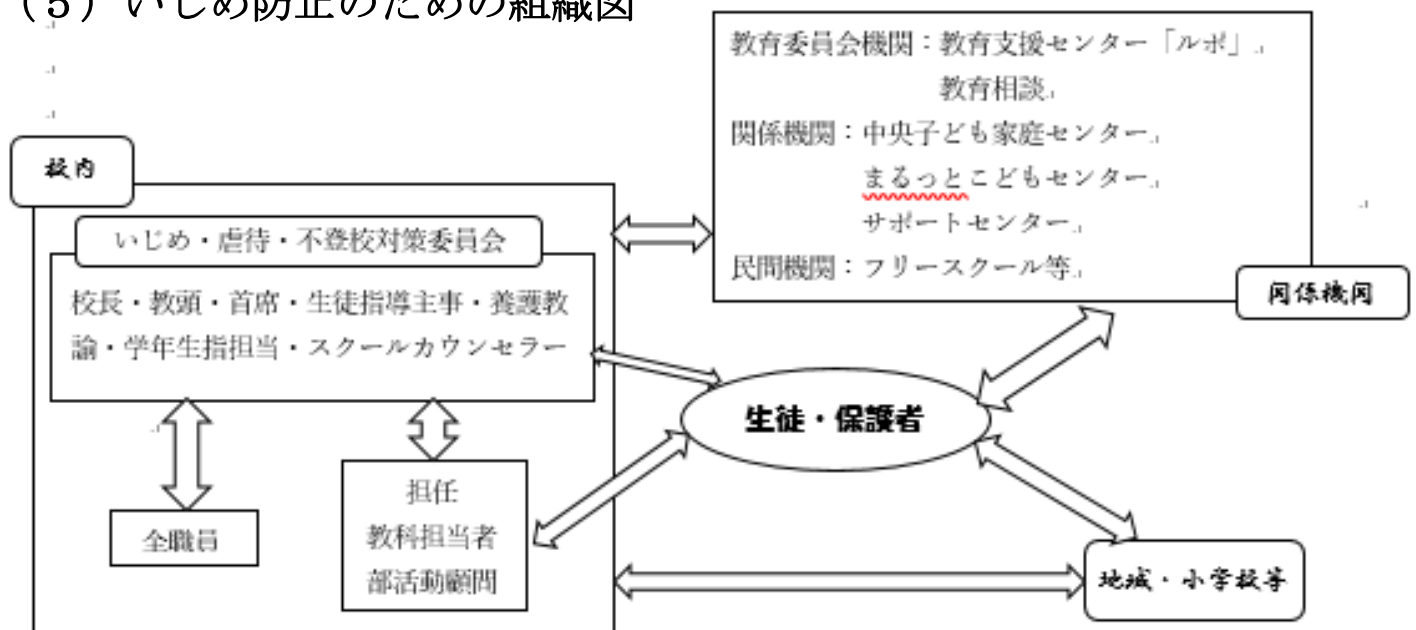
いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめの疑いが認知された場合、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。また、教職員は1人で抱え込まず、「チーム学校」として、組織的に取り組む。いじめには様々な特質があるが、次のことは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの生徒にもどの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## (4) 具体的ないじめの態様

- ◆ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## (5) いじめ防止のための組織図



### ★いじめ・虐待・不登校対策委員会の活動★

- (1) いじめの早期発見に関すること（学校生活アンケート、教育相談等）
  - (2) いじめ防止に関すること
  - (3) いじめ事案に対する対応に関すること
  - (4) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること
- ※具体的には、(6) 年間指導計画参照  
※週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### ★緊急対応会議★

- ◆ いじめ事案発生時には、必要に応じて「いじめ対策委員会」の構成員に次のメンバーを加えて、その対応にあたる。

学年主任、関係教員、特別支援教育コーディネーター  
その他関係諸機関担当者

## (6) 年間指導計画

- 4月 登校指導（春の交通安全指導）・学級、学年の人間関係作り・年間計画の作成
- 5月 学校生活アンケート・携帯SNSアンケート（⇒教育相談）
- 6月 教育相談・情報リテラシー学習
- 7月 期末懇談・1学期振り返り
- 8月 職員研修
- 9月 登校指導（秋の交通安全指導）・行事を通しての人間関係作り
- 10月 人権学習
- 11月 学校生活アンケート⇒教育相談
- 12月 期末懇談
- 1月 登校指導
- 2月 学校生活アンケート⇒教育相談
- 3月 総括・次年度課題検討→PDCA サイクルを構築する

適宜、生徒・保護者への啓発活動を行う。

## 2、いじめの未然防止と早期発見のための手立て

### (1) 未然防止に向けて

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動で生徒が自主的に行うものに対する支援や保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行う。

#### ★具体的な取り組み★

- 1、「わかる授業」を行うことで、集団の中で他者から認められ、自信をつけることで、生徒のストレスの軽減を行い、認めあえる人間関係や学校風土を作り出す。
- 2、学級開きに当たってのSGEやSSTを利用し、他者理解を深める。
- 3、福祉や心理の専門家等を活用しての教職員の生徒理解やカウンセリング能力の向上を図る。
- 4、生徒会活動・部活動を通じて、縦割りの組織による、人間関係の構築や自己肯定感を育む。

### (2) 早期発見のために

いじめの特性として、いじめを受けた生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり、訴えることができないケースも多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめを受けた場合は、発見が遅れたり、潜在化しやすいことを認識する必要がある。

しかし、いじめは、早期に発見することが、拡大を防ぎ、早期の解決につながる場合も多い。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係を構築することに重点を置き、何気ない言動からの気づきをはじめ、隠れているいじめの構図を見抜く洞察力の向上、本人や周りの生徒か

ら相談しやすい雰囲気を作るための集団作りを行っていく必要がある。

### ★具体的な取り組み★

- 1、教職員と生徒の信頼関係構築のため、朝の挨拶運動や休み時間、部活動等、生徒たちとともに過ごす機会を積極的に設けていく。その中で小さな変化に気づくと共に、生徒の自己肯定感を高める声掛け（褒める）を意識する。
- 2、学校生活アンケートを活用した、生徒の実態把握と早期の相談機会の設置。
- 3、授業や学級活動を通して、誰もが発言のしやすい雰囲気づくりを行う。
- 4、自分の思いをうまく伝えられるためのノートや日記、ICTを含めたコミュニケーションツールを考え、使用する。

## 3、いじめに対する考え方と発見・通報時の対応

### (1)いじめに対する考え方

いじめを受けた生徒及びその保護者の心のケアを最優先に考えると共に、報告を受けた教員は1人で抱え込まず、「チーム学校」として、組織的な対応を行う。また、インターネットを使用したいじめなど、進行する可能性がある事案に対しては、その進行を止める。それと同時に、再発防止のためには、いじめを行った生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが大切である。いじめを行った生徒自身が深刻な課題を有している場合も多く、相手の痛みを想像したり、行為の悪質さを自覚することが、困難な状況にある場合もある。よって、いじめを行ったが自分の行為の重大さを認識し、相手に対して心から謝罪する気持ちに至るような継続的な指導を行うことが必要である。何よりそれがいじめを受けた生徒の人間的信頼回復のきっかけにつながるものである。また、いじめを行った生徒本人だけではなく、周りの生徒への啓発や理解を深める教育を行う。

いじめの発見・通報を受けた場合、遊びや悪ふざけなどと区別しにくい些細なものであったとしても、真摯に受け止め、事実確認を的確に行い、組織的に対応する。

また、学校が行う教育上の指導により十分な効果を上げることが困難な場合においては、関係機関や専門家等と連携を図り、適切に助言を求める。

### (2)いじめを発見・通報時の対応

#### 1、いじめを受けた生徒・いじめを知らせた生徒への支援

##### ◆具体的方法◆

- ・いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。

また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行う等、人権に配慮した指導を行う。

- ・状況に応じて、いじめられている生徒、いじめの情報を伝えに来た生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員が常に目が届く体制を整備する。
- ・場合によっては、いじめを行った生徒の別室指導などを行い、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

## 2、事実確認と情報の共有

### ◆具体的方法◆

- ・いじめの事実確認においては、一人で抱え込まず、必ず複数対応を行う。いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・把握した状況を元に、全職員で情報共有し、学校の指導により十分に効果をあげることが困難な場合、必要に応じて枚方警察等、外部機関にも相談・通報を行い、適切に助言を求める。

## 3、いじめを行った生徒、集団への指導と支援

### ◆具体的方法◆

- ・いじめを行った生徒に対し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。そのため、教職員が連携し、必要に応じ心理や福祉の専門家などの外部専門家の協力も得て指導を行う。その中で、いじめは絶対に許されない行為であることを粘り強く伝える。
- ・いじめを行った生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめを見ていたり、はやし立てたりした生徒や集団に対しても、自分の問題として捉えさせるため、学級単位さらには学年単位で話し合いの機会を持ち、同調したり傍観して見過ごすこともいじめへの加担であることを理解させる。
- ・すべての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、日常的に学習面以外の行事、部活動等も通して常に望ましい人間関係の構築を意識させるよう働きかける。

## 4、インターネットのいじめへの対応

### ◆具体的方法◆

- ・インターネットは、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を考えると、いじめ進行の速度が急速であることが考えられるため、出来る限り、即日対応を行う。また、画像や動画が現在もインターネット上に残っている場合は、生徒・保護者にその情報の削除を求める。
- ・場合によっては、発信者情報の開示を請求するために、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ・携帯電話やスマートフォンをはじめとした、インターネット、SNS の利用について、情報モラル教育を行う。また、保護者にもその利用について、協力を求める。

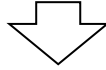
## 5、重大事態の発生について

◎市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。  
一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」



**市教委が、重大事態の調査の主体を判断**

### ○学校を調査主体とした場合

市教委の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ◆学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ◆調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしっかり向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ◆いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ◆調査結果を市教委に報告（※市教委から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ◆調査結果を踏まえた必要な措置

## 4、相談機関等

### [電話で相談]

枚方市立桜丘中学校（平日 8：30～17：00） TEL 050-7102-9255

枚方市教育委員会（平日 9：00～17：00）教育安心ホットライン TEL072-809-2975

いじめ専用ホットライン TEL072-809-7867

枚方市人権政策課（平日 9：30～17：30）いじめ相談専用電話 TEL072-841-1656

枚方市まるっとこどもセンター（平日 9：00～17：30） TEL050-7102-3221

大阪府教育委員会 すこやか教育相談（24 時間対応） TEL0120-0-78310

すこやかホットライン（平日 9：30～17：30） TEL06-6607-7361（子ども）

さわやかホットライン（平日 9：30～17：30） TEL06-6607-7362（保護者）

大阪府中央子ども家庭センター（平日 9：00～17：45） TEL072-828-0161

文部科学省 24 時間子供 SOS ダイアル（通話料無料） TEL0120-0-78310

### [メールで相談（24 時間受付、回答は後日）]

枚方市人権政策課 ijime@city.hirakata.osaka.jp

大阪府教育委員会 すこやかホットライン sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp（子ども）

さわやかホットライン sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp（保護者）

### [LINE で相談]

大阪府教育委員会 LINE 相談 毎週月・火・水・木・日曜日（7:00～21：30）



### [面談で相談]

枚方市人権政策課 面談による相談（市役所にて）事前に電話、FAX、メールで予約

### [タブレットで相談]

SNS 相談（平日 9：30～17：30）タブレットからアプリ「ぽーち」で

### [いじめ相談窓口一覧]

#### ①枚方市教育委員会

総合電話窓口 <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000004177.html>

#### ②枚方市人権政策課

いじめ相談窓口 <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000048025.html>

#### ③大阪府教育委員会

いじめ相談窓口 <https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

#### ④文部科学省

いじめ相談窓口 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm)

①



②



③



④

